

地 域 再 生 計 画

1. 地域再生計画の名称

廃校等を活用した地域再生

2. 地域再生計画の作成主体の名称

奈良県吉野郡下市町

3. 地域再生計画の区域

下市町の全域

4. 地域再生計画の目標

(1) 地域の概要

下市町は、奈良県のほぼ中心、県の南半分を占める吉野郡の北西部（東端は東経 135 度 52 分 19 秒、西端は東経 135 度 46 分 15 秒、南端は北緯 34 度 16 分 34 秒、北端は北緯 34 度 23 分 02 秒の間）に位置し、東西約 9km、南北約 11.5km、面積 61.99k m²を有している。北は吉野川を境に大淀町、東側を吉野町、南側を黒滝村、西側を五條市と接しており、町域の約 8 割を森林が占め急峻な地形が多い。町北部の吉野川や、中央部の秋野川沿いの低平地に市街地が形成され、丘陵、山間部や丹生川沿いなどに小さな集落が点在している。

町の歴史は古く、町内で縄文時代の遺跡も確認されるなどかなり以前から居住してきた様子が見えるが、市街地の概形は、中世以降、吉野地域の玄関口として交易が盛んになり、“市”が開かれた頃に形成された。わが国最初の商業手形「下市札」も発行されるなど、地域経済の中核機能を果たしてきた。

明治 22 年に 11 ケ村が統合され下市村が誕生、そして明治 23 年 4 月 1 日町制施行により下市町となり、昭和 31 年には秋野村、丹生村と合併して現在に至り、令和 2 年に町制施行 130 周年を迎えた。

位置的には、紀伊半島の県中央部にあって、県都奈良市から 38 km の距離にあり、交通機関を利用して近畿圏の都市部まで 1 時間余りとなっている。又、国道 309 号は、国道 370 号、国道 24 号と接続し、吉野地域と大阪南部、和歌山を結ぶ要衝となっている。

南阪奈道路や京奈和自動車道の開通等、交通アクセス・ネットワークの進展に伴い、関西国際空港を含む近畿圏 50 km の圏域のアクセスが短縮されることから、近隣町村はもとより、大阪経済圏の影響を強く受け、経済的つながりが益々強くなってきている。

(2) 計画の目標

本町の人口は、50年前の昭和45年には1万2000人を超えていたが、平成27年の国勢調査では5,662人、令和2年には5,042人となり、この約50年の間で人口が5割ほど減少している。さらに国立社会保障・人口問題研究所によると、令和42年における本町の人口は1,662人程度と予測されている。

年齢3区分別の人口構造をみると、老年人口が昭和55年の15.1%から平成22年には36.2%と30年間で21.1ポイント増加しているのに対し、年少人口は18.6%から8.6%と10.0ポイント、生産年齢人口は66.3%から55.2%と11.1ポイント、それぞれ減少している。

自然動態をみると、出生数が年間30人弱であるのに対し、死亡数が年々増加傾向にあるため、毎年100人前後の自然減となっている（令和元年84人の自然減）。なお、合計特殊出生率は、近年、全国及び奈良県の数値を下回る概ね1.0台で推移している。

社会動態をみると、転入数が近年減少傾向である一方で転出数が毎年約200～250人程度で推移しており、結果として年間約100人前後の社会減となっている（令和元年83人の社会減）。

本町では、このような現状を変化させなければ今後も著しい人口減少の波にさらされることが想像され、税収減による行政サービスの低下やさらなる少子高齢化の進行などの課題が生ずる。

本町におけるこれまでの人口減少の原因として挙げられるのが①働く場の減少②生活の場としての魅力③進学を機に離れた若者が町へ戻ってこないこと、の3点である。

まず①について、本町は町の約8割の面積を占める森林の資源を活用して発展を遂げてきたという歴史を持つ町である。しかし、近年は需要の変化に対応できていなかったため、町を代表する職種であった林業などの一次産業はかつてに比べ低迷し、その結果、町内での就業の機会が減少してしまっているという状況にある。

次に②について、周辺都市へ公共交通機関を使用して通勤する際の通勤条件の悪さ（電車やバスの本数が少ないこと）や、商店数の減少による日常用品の買物難、道路整備の遅れなどの理由から、奈良県下で就職しても、住居として下市町を選択する住民が減少していることも本町から人口が流出する一因となっている。

最後に③について、これは上述の①や②が組み合わさって生じているような問題である。本町では、これからの町を担う若者が高等教育機関への進学を契機として数多く転出した後、就職を機にUターンすることなく、そのまま町外に出てしまう傾向にある。これは、①で述べた「就業機会の少なさ」や②で述べた「生活の利便性」とい

う点において、本町よりも就業先が多く、生活を送るのに便利な市町村を選択するからであると考えられる。

以上のような人口減少の原因を解消するため、また上記の人口減少により発生する課題に対応するため、本町では様々な取り組みを行っている。その大まかな内容としては「町の主要産業であった一次産業を立て直し、雇用を創出すること」・「自然の中で暮らすというライフスタイルの良さを発信し移住者を集うこと」などがある。これらの取り組みを通し、社会減や自然減に歯止めをかける。

なお、取り組みにあたっては、次の事項を基本目標として掲げ、施策を推進していく。

- ・基本目標1 ひとが集う、安心して暮らせる魅力的なまちをつくる
- ・基本目標2 下市町とのつながりを築き、新しいひとの流れをつくる
- ・基本目標3 結婚・妊娠・出産・子育ての希望を実現する
- ・基本目標4 地域経済の循環推進と安心して働けるまちをつくる

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

令和5年3月末で廃校となる、下市中学校及び下市小学校施設を活用して、地域の活性化に向けた事業に取り組む。

旧下市中学校校舎を、IT交流拠点として再活用する。

民間の事業者「リングロー株式会社」により、「お帰り集学校」事業として、いったん廃校になった学校をITと地域の力で再生し、さまざまな「おかえり=RebirthやRecycle」体験を提供し、地元のシンボルであった学校を起点に、地域をもう一度元気にするためのプロジェクトとして進めるものである。

旧下市南小学校校舎を、地域共生プロジェクトの拠点として再活用する。

民間の事業者「株式会社 パルグループ」により、「衣・食・住・遊・働」をテーマに下市町の魅力を、企業のノウハウにより新しい価値を生み出し、歴史・文化・コミュニティを次の世代につなげていくため、地域の魅力を活かしたクリエイティブなプロジェクトを共に進め、住民・観光客・移住者にとって魅力的な街づくりを進めるものである。

上記の事業に供するため、廃校校舎を無償貸与し、それぞれの分野で企業が持つノウハウで町全体の活性化を図り魅力ある街づくりの拠点として活用する。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

- 補助金で整備された公立学校施設の財産処分手続の弾力化（文部科学省）

【番号】 A 0 8 0 1

(1) 事業主体

奈良県吉野郡下市町

(2) 事業の名称

下市町立下市中学校及び下市南小学校跡地活用事業

(3) 事業の概要

旧下市中学校校舎の廃校施設を有効利用するため、校舎及び特別教室棟を含む学校施設全てを、リングロー株式会社に貸与し、IT 交流拠点施設して使用する。

なお、貸与は無償とし、下市町とリングロー株式会社との賃貸契約締結により行う。

旧下市南小学校校舎の廃校施設を有効利用するため、校舎、屋内運動場、プール施設を含む学校施設全てを、株式会社パルグループに貸与し、地域共生プロジェクトの拠点として再活用する。貸与は無償とし、下市町と株式会社パルグループとの賃貸契約締結により行う。

(4) 補助金等交付財産の現状

ア 補助金等交付財産の名称

下市町立下市中学校

下市町立下市南小学校

イ 補助金等交付財産の現行の用途

両校未利用（廃校）

ウ 補助金等の概要

【下市中学校】

補助金概要	補助金額 (千円)	補助対象事業 費総額(千円)
平成 10 年度公立学校施設整備費国庫負担金(大規模改造事業)	59,820	179,460
平成 10 年度公立学校施設整備費国庫負担金(地震補強事業)	39,195	78,391
平成 10 年度公立学校施設整備費国庫負担金(公立学校建物大規模改造事業)	61,742	185,227
平成 10 年度公立学校施設整備費国庫負担金(地震補強事業)	66,352	132,704
平成 30 年度ブロック塀・冷房設備対応臨時特別交付金	3,070	9,122

【下市南小学校】

補助金概要	補助金額 (千円)	補助対象事業 費総額(千円)
平成 13 年度公立学校施設整備費国庫負担金(公立小中学校統合校舎の新設事業(校舎))	288,258	524,107
平成 13 年度公立学校施設整備資金貸付金(公立小中学校統合校舎等の新增築事業(屋体))	98,927	179,868
平成 13 年度公立学校施設整備費補助金(学校給食施設整備費)	14,839	47,689
平成 13 年度公立学校施設整備費国庫負担金(公立幼稚園舎の新增改築事業(新築))	30,168	90,506
平成 13 年度公立学校施設整備資金貸付金(学校体育諸施設整備費)	12,020	79,868
平成 14 年度公立学校施設整備費国庫負担金(屋外教育環境整備事業)	9,020	27,060

(5) 補助金等交付財産の処分の方法等

ア 処分の時期及び形態

旧下市町立下市中学校 無償貸付け(令和5年4月から令和10年3月まで)

旧下市町立下市南小学校 無償貸付け(令和5年4月から令和10年3月まで)

イ 処分を受け事業を実施する者

旧下市町立下市中学校 リングロー株式会社

旧下市町立下市南小学校 株式会社 パルグループ

(6) 補助金等交付財産の処分後の用途

(3) に掲げる事業の用に供する。

(7) 支援措置の適用要件

ア 公立学校施設の設置者である地方公共団体において、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣に認定を申請すること。(他の地方公共団体と共同して地域再生計画の作成を行う場合を含む。)

下市中学校(令和5年3月31日閉校)は昭和24年7月年に開校、下市南小学校(令和5年3月31日閉校)は平成15年4月にそれぞれ開校し、「下市町立学校設置条例(昭和39年3月28日下市町条例第17号)」において、当町が設置した公立学校である。

この公立学校の跡地利用のため、財産処分手続きの弾力化について、当町が本地域再生計画を作成し、認定を申請するものです。

イ 公立学校施設を利用して実施される事業が、「地域再生基本方針」に定める地域再生の意義及び目標に合致するものであること（民間事業者に対して公立学校施設を貸与する場合にあっては、民間事業者と地方公共団体が連携協力をして進められる事業内容であること。）。

本事業は廃校となった旧下市中学校及び旧下市南小学校施設を活用し、地域の活性化を図るものです。下市中学校ではITを活用した交流拠点とし、住民のIT力向上を図ると共に新たな働き方、暮らし方の創出を期待するものである。また、旧下市南小学校では、観光客・来訪者を呼び込む拠点とし、新たな人を呼び込み起業、仕事、産業、体験等を生み出すことを期待するもので、それぞれ異なった分野で地域の魅力を創出し活性化へ繋げようとするものである。

ウ 地域再生の観点から実施される事業の効率的な実施にあたり、公立学校施設の利用が必要であること。

旧下市中学校は当町の市街地の中心に位置し、多くの住民が暮らす地域でもあり、バス停も隣接していることから、人の集まりやすい施設であるため。

また、旧下市南小学校は国道309号線沿いに位置し1年を通して黒滝・天川方面への観光客が通るところであることから、観光客等町外から多くの来訪客を呼び込める立地にあり、最適な規模を有する施設であるため。

エ 同一地方公共団体における転用であること又は他の地方公共団体若しくは民間事業者等に対して公立学校施設を無償貸与すること。

旧下市中学校及び旧下市南小学校での事業は、当町と民間事業者との間で学校施設の使用貸借契約を締結し、無償貸与による地域振興を図るものである。

オ 余裕教室・学校用地を利用する場合にあっては、当該学校における教育に支障のない利用内容であること。

下市中学校、下市南小学校は令和5年3月31日に廃校となり、町内の新施設に移転のため、下市中学校、下市南小学校跡地の利用に際して学校教育活動における支障は生じない。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

旧下市中学校

○ **おかえり集学校事業**

① 事業概要

地域の IT なんでも相談所として、パソコン・スマホの使い方や選び方など、IT 機器や OA 機器でわからないことを無料で相談を受ける他、子ども向けの情報セキュリティ講座、高齢者の SNS 活用講座などを開催。

② 事業主体

リングロー株式会社

③ 事業期間

令和 5 年度から令和 9 年度

旧下市南小学校

○ **地域共生プロジェクト事業**

① 事業概要

まちの歴史・文化・コミュニティを次の世代につなげていくため地域の魅力を活かしたクリエイティブなプロジェクトを共に進め、住民・観光客・移住者にとって魅力的なまちづくりを行っていく。

② 事業主体

株式会社 パルグループ

③ 事業期間

令和 5 年度から令和 9 年度

6 計画期間

地域再生計画認定の日から令和 10 年 3 月 31 日まで

7 目標の達成状況に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

旧下市中学校及び旧下市南小学校の貸与を受ける民間事業者より、5-3-2 における事業について、各年度末に報告を求め、報告を基に当町が達成状況の評価を行う。

また、評価結果を踏まえ、地域の活性化に繋がるような事業内容の見直しも検討する。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

毎年度末に以下の数値目標の 1 年間の実績について、民間事業者の報告により評価を実施する。

【数値目標】

事業の名称	下市中学校跡地活用事業		基準年月
KPI	パソコン・スマホ相談者数 (人)	I T拠点年間利用者数 (人)	
申請時	0	0	令和5年4月
令和5年度	150	500	令和6年3月
令和6年度	200	1,000	令和7年3月
令和7年度	300	1,300	令和8年3月
令和8年度	400	1,600	令和9年3月
令和9年度	500	2,000	令和10年3月

事業の名称	下市南小学校跡地活用事業		基準年月
KPI	施設の来訪者数 (人)	直売所等の出品者数 (人)	
申請時	0	0	令和5年4月
令和5年度	0	0	令和6年3月
令和6年度	10,000	50	令和7年3月
令和7年度	20,000	100	令和8年3月
令和8年度	35,000	120	令和9年3月
令和9年度	38,000	150	令和10年3月

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

目標の達成状況については、検証後速やかに町公式WEBサイト上で公表する。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし